

令和6年12月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和6年12月2日)

招集年月日	令和6年12月18日(水)		
招集場所	小美玉市役所 2階 第2・3会議室		
開催日時	令和6年12月25日(水) 開会 午後2時35分 閉会 午後3時30分		
出席者 (★:議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	山口 和弘 委員(職務代理者)	
	中村 三喜 委員	★ 小仁所 浩 委員	
	廣戸 隆 委員	高橋 晃子 委員	
欠席者	なし		
傍聴者	なし		
事務局職員	教育部長 植田 賢一	理事 狩谷 秀一	
	教育指導課 課長 吉田 桂子	教育企画課 課長 田山 智	
	生涯学習課 課長 大山 伸一	スポーツ推進課 課長 比気 龍司	
	文化芸術課 課長 片岡 理一		
	教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	教育企画課 主幹 笹目 翔太郎	
付議事件 (提出議案)			
議案第73号	陳情に対する回答について		
議案第74号	小美玉市立学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
議案第75号	小美玉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について		
報告第22号	専決処分の承認を求めることについて (工事請負契約の締結について「羽鳥小学校校舎増築工事」)		
事業等報告			
(1)	学校教育関係について	教育指導課 (指導係)	
(2)	教育課題について	教育指導課 (指導係)	
(3)	就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について	教育指導課 (学務係)	
(4)	スポーツ推進事業について (「新春歩け歩け大会」「第19回 小美玉市民駅伝競走大会」)	スポーツ推進課	

## 1. 開 会・教育長挨拶

### ○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。

ただ今から、小美玉市教育委員会会議「12月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早いもので、今年も残り一週間になってしまいました。

学校は、現在冬休みに入っていますが、この12月は、インフルエンザが流行しており、学級閉鎖の対応をした学校が全部で3校、学級では7クラスありました。冬休みに入り、家族揃っての外出等も予想されますし、年明けには中学3年生及び義務教育学校9年生は私立高校の受験、小学6年生の中学受験もありますので、感染が拡がらない事を願っております。

続いて、議会についてですが、今月4日に開会し、先週の金曜日に閉会しました。

教育委員会関係の一般質問としましては、

- ・小学校給食費の無償化について が2人の議員から、他に
- ・物価高騰に伴う給食材料費の確保管理について
- ・幼児期からの英語教育について
- ・スクールバスについて
- ・様々な教育課題について（部活動の地域移行、不登校、ICT機器の活用、デジタル教科書など）
- ・特別支援教育の現状や課題について
- ・タブレットの修繕費について などがありません。

本日は、議案が3件、報告が1件、そして、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 2. 議事録署名委員の選任

小仁所委員

### ○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、小仁所委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。（小仁所委員：はい。）

それでは、よろしくお願いいたします。

## 3. 議事録の承認

承認

### ○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「11月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。（一同：頷く。）

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

## 4. 付議事件の宣告

### ○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

- ・ 議案第73号 陳情に対する回答について
- ・ 議案第74号 小美玉市立学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・ 議案第75号 小美玉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- ・ 報告第22号 専決処分承認を求めることについて  
( 工事請負契約の締結について「羽鳥小学校校舎増築工事」 )  
以上、議案3件及び報告1件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。  
「非公開」にするものとしては、  
次第の「6 事業等報告」のうち、「(2) 教育課題について」と「(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらについては、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思っております。  
次に、「7 その他」につきましても、本会議では、非公開としたいと思っております。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。  
特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  
(委員：異議無し)  
それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

## 5. 付議事件の審議

- 羽鳥教育長  
まず初めに、(1) 議案となります。  
議案第73号「陳情に対する回答について」  
本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第11号の規定に基づき、陳情に対する回答について、教育委員会の議決を求めるものでございます。  
教育指導課より説明願います。

### ■ 議案第73号 陳情に対する回答について

可決

- 吉田教育指導課長  
議案第73号について、ご説明申し上げます。  
まず、提案理由でございますが、小美玉市教育委員会請願処理規則に基づき、通学路の安全対策整備に関する要望書を受理したため、その回答案を提出するものです。  
資料次頁からは、受理した要望書となります。  
11月25日付けで、玉里学園義務教育学校PTAより、同校のスクールバス設置、通学路の安全対策整備に関する要望書が、小美玉市長及び小美玉市教育委員会教育長宛に提出されました。  
要望としては、資料に記載の「5点」であり、要望の理由となる問題点、主に通学路の安全確保に関する課題として8点が挙げられております。  
本要望書の提出にあたり、賛同された方の名簿が添付されております。  
保護者賛同者については、同意を得る際に、学校の保護者一斉メールのアンケート機能を用いて回答を受け付けているため、直筆の署名ではございませんが、無記名の賛同者を含めると、全会員の4分の3となります。  
保護者の他、玉里地区選出の市議会議員及び行政区長などの署名が添付されておりました。  
横向きの資料については、アンケートの自由記述に寄せられた意見となります。

資料 12 頁以降については、これらの要望に対する回答案となります。

「要望 1 旧玉里北小学区の専用のスクールバスの設置」について

回答案 旧玉里北小学区の遠距離通学支援方法については、開校前の準備委員会でスクールバスと路線バスを比較検討した結果、スクールバスとした場合に児童が安全に乗降できる場所がなかったことや、路線バスとした場合に既存の停留所を利用でき、路線バス専用区間は他の車両の往来がなく安全に乗降できることなどから、最終的に路線バスに決定しております。

決定内容については、状況の変化に応じ再検討の必要がありますが、その際は、市内の他の学区で路線バスを利用する児童や、児童以外の路線バス利用者など、様々な立場から長期的かつ慎重に議論を進めていく必要があるものと考えております。

路線バス利用の安全性確保、また開校当初からの課題である、路線バス 2 便目の学校着時刻の遅れについては、引き続き、運行业者へ改善を要望してまいります。

「要望 2 中台池付近の道路と池の水路にかかる橋梁の拡幅と歩道の整備」について

回答案 中台池付近の道路については、小美玉市通学路交通安全プログラムに基づく危険箇所対策として、グリーンベルト等の路面標示により、運転手への注意喚起を促す対策を実施しております。道路及び橋梁の拡幅、歩道の整備は、予算の確保や地権者及び地元関係者の協力、関係部署との連携が必要不可欠であります。

また、整備には多大な費用や時間を要することから、ソフト面での対応として交通規制等による交通の抑制をするなど警察署ほか関係機関との連携も必要と考えています。

このことを踏まえ、引き続き関係機関等への整備及び交通規制等要望してまいります。

「要望 3 玉川地区の市道・県道の拡幅と歩道の整備・スクールバス乗降場所の増設」について

回答案 玉川地区の乗降所までの道路については、グリーンベルトや注意喚起看板の設置による安全対策を実施しております。更なる対策の可否については、関係機関と協議を行いますので、具体的な危険箇所の位置や内容詳細を学校へご報告ください。

また、スクールバスの乗降所は、設置基準に従って可能な場所を検討し、公共施設だけでなく民有地も利用させていただきながら、現在の位置に決定しております。新たな乗降所の設置について、民有地の場合は、地域からの申請に基づき設置しており、基準に適合するか否かを教育委員会において判断いたします。

「要望 4 スクールバス利用児童の条件緩和（利用できる条件が、自宅からの距離が現在の 3 キロメートル以上から 2 キロメートル以上への緩和など）」について

回答案 通学児童支援の条件緩和については、玉里学区だけでなく、同じ条件を用いている他の統合校を含め、市内全体での新たな通学支援の在り方を検討する必要があります。バスの運行費用や新たな基準・乗降所の検討など、多くの課題が考えられます。現在行っている通学路の安全対策も含め、総合的に勘案しながら検証する必要があるものと考えております。

「要望 5 市の通学路安全プログラムを進めるとともに、他箇所の道路・歩道整備、グリーンベルト・該当の設置など」について

回答案 通学路の危険箇所については、今後も引き続き、通学路交通安全プログラムに基づき学校や道路管理者等と連携しながら、可能な対策を検討し、対応を図ってまいりますので、危険箇所にお気づきの際は、学校へご報告ください。

説明は以上でございませう。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願ひいたします。

## ◎ 高橋委員

スクールバス利用条件の「3キロメートル以上」は、玉里学園に限らず、他の学校の児童についても同様なのでしょうか。

## ○ 吉田教育指導課長

原則3キロメートル以上ということで、市内の全ての学校において統一して運用しております。

## ○ 羽鳥教育長

子どもの通学の安全・安心というのは、大変重要な事だと思います。

重要な事であるからこそ、PTA会長名で要望書を作成し、保護者の署名を集めて提出してきたのだと思いますので、重く受け止めています。

5つの要望事項について、教育委員会だけの対応には限界がありますので、所管課と連携し対応するものや、「利用条件の緩和」については、玉里学園だけの問題ではなく、市全体に関わるものでもあります。その他にも、時間や予算が必要となるものもありますので、要望事項について、精査し、今後検討していくということでご理解をいただきたいと考えております。

## ◎ 山口委員

他の委員は、要望書を読んだだけでは、理解しづらい部分があると思いますが、私は地元ですので、ある程度想像ができます。

この要望書において、通学支援距離の3キロメートルが挙げられていますが、過去、協議した中で、旧玉里学区である高浜に近い行政区のことではないかと思えます。

現在も、相当数の児童がいるということでしょうか。

## ○ 吉田教育指導課長

現在の実数については、本日資料を持ち合わせておりませんので申し上げられませんが、運行経路については、統合にあたっての事前協議において、統合により通学距離が長くなる児童を対象に支援するという方針で決定された経緯がございます。

経路の見直しについては、現時点で検討はしておりません。

## ◎ 中村委員

スクールバスの問題については、統廃合の準備段階で当然検討しています。

当時、私たち教育委員も各地区の会議への出席や定例会において事務局を含めて検討をした記憶があります。

議事録を調べてもらえれば分かる話ですが、その会議の中で、「2.8キロメートルだったらどうするのか。」など、様々な意見が出て、それを認めると、「2.7キロメートルでもいいのか。」という、なし崩し的な話になってしまうため、最終的には、「3キロメートル」を順守しようというが、当時の結論だったと思います。

## ◎ 廣戸委員

確認ですが、この「3キロメートル」は、通学路の「道路経路の3キロメートル」ではなく、「地図上の同心円3キロメートル」の外側が支援対象という認識でよろしいのでしょうか。

私は保護者の方から「車で行くと3キロメートル以上ある。」という声を聞いていました。

これが示すように、行政と保護者の認識に差が生じていて、誤解を招いているのではないかと思います。

ですから、「地図上の直線距離3キロメートルの外側」が支援対象である旨を、提示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

ご意見ありがとうございます。

3キロメートルというのは、自宅からではなくバス停から学校までの距離になりますが、「通学距離」は、「実際に通学で歩く距離」という解釈があることから、バス停を定める際には道路経路も計測し、3キロメートル以上であれば指定しております。

また、玉里学園の場合は、路線バスを使用して通学する場合、3キロメートル以上の地点を含む行政区であれば支援の対象となるよう、要綱で定めています。

差し支えがなければ、ただ今の内容を回答書に加筆させていただきたいと思います。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第73号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第73号は、可決といたします。

続いて、議案第74号「小美玉市立学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、小美玉市立学校独立行政法人日本スポーツ振興センター、共済掛け金に関する規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より説明願います。

■■ 議案第74号 小美玉市立学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について

可決

○ 吉田教育指導課長

議案第74号について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、同規則に幼稚園児に対する共済掛金について規定するため、本議案を提出するものです。

今回改正する本規則について、現行では、小学生及び中学生を対象としておりましたが、実際は、公立幼稚園児も日本スポーツ振興センターの共済保険に加入しており、その掛金の一部を保護者にご負担いただき、徴収している現状がありますので、規則を改めるものです。

具体的な改正内容については、資料18頁の新旧対照表をご覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となります。

現行の第2条では、共済掛金のうち、保護者から徴収する額として、年額460円と規定しております。

この部分について、改正案では、第2条を第1号と第2号に分け、第1号では、小学校及び中学校、義務教育学校の児童生徒に対する徴収額を規定し、第2号には、幼稚園児に対する徴収額を新たに規定するものです。

なお、幼稚園児の徴収額年額200円については、現在、公立幼稚園児の保護者にご負担いただいている額と同額となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員

確認ですが、小中学生と幼稚園児の共済掛金の額はそれぞれいくらですか。

○ 吉田教育指導課長

令和6年度の請求額では、小学生及び中学生は、935円。幼稚園児は、285円となっております。

◎ 廣戸委員

今回改正案に規定している、保護者負担額の年額460円と200円については、根拠がある額なのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

根拠については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令において、「学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲」が規定されており、義務教育については、10分の4から10分の6まで、幼稚園等を含むその他については、10分の6から10分の9という範囲内で保護者負担額を決定することとしております。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第74号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第74号は、可決といたします。

続いて、議案第75号「小美玉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」

本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、小美玉市立学校職員の服務規程の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より説明願います。

■■ 議案第75号 小美玉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

可決

○ 吉田教育指導課長

議案第75号について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、学校職員の職務専念義務免除願について、書式による願出を必要としない場合の要件を改めるため、この案を提出するものです。

具体的な改正内容については、21頁の新旧対照表にて説明をいたします。

今回改正となる部分は、第10条となります。

表の右側「現行」をご覧ください。

職務専念義務の免除について承認を受けようとする場合は、職務専念義務免除願を提出することになっておりますが、ただし書き以降の部分、ただし、2日以上にわたらない半日又は1時間単位の職免を受けようとする場合は、書面によらないことができる。と規定しておりますが、学校長によって判断が分かれてしまう現状がありましたので、改正案の通り、職免の期間が2日に満たないときは、この限りではない。と改めるものでございます。

なお、本改正案については、近隣自治体の訓令等を参考にしており、市内各学校とも協議済であること申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第75号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第75号は、可決といたします。

続いて、(2)報告に移ります。

報告第22号専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の締結について「羽鳥小学校校舎増築工事」)

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき、専決処分をしたため、同規則第5条第2号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるとでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 報告第22号 専決処分の承認を求めることについて

(工事請負契約の締結について「羽鳥小学校校舎増築工事」)

承認

○ 田山教育企画課長

報告第22号について、ご説明させていただきます。

処分事項でございますが、工事請負契約の締結について「羽鳥小学校校舎増築工事」となります。

先月の定例会時では、仮契約の手続きが済んでいなかったため、その他で簡単にご説明をさせていただきました内容の詳細となります。

令和6年第4回定例議会(12月議会)は、先週20日に閉会しておりますが、17日開催の文教福祉常任委員会において説明申し上げ、20日の本会議において議決をいただいております。

参考資料として、議会に上程した議案を添付しております。

契約の目的は、羽鳥小学校校舎増築工事となります。

契約金額は、5億8,498万円

契約の相手方は、水戸市けやき台3丁目62番地1

大貫・クボタ特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社大貫工務店 代表取締役 大貫茂男

契約の方法は、一般競争入札により実施し、相手方を決定しております。

工事概要等をご説明いたします。次頁をご覧ください。

工事名は、羽鳥小学校校舎増築工事

工事内容は、建築工事一式 鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 1,072㎡

電気設備工事一式、機械設備工事一式となります。

工期は、議会議決日の翌日、令和6年12月21日から令和8年2月13日までとしております。

開札執行日については、令和6年11月20日に実施しております。

入札参加業者は、資料記載の通り、4つの特定建設工事共同企業体が参加し、先ほど説明申し上げました、企業体が落札しました。  
説明は以上となります。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。  
特に無いようですので、採決に移ります。

報告第22号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第22号は、承認することといたします。

## 6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。

まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

.....

### ■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

まず、1月の学校行事についてございます。

6日は、市教育論文の締切日としております。

7日から、市内各学校が再開し、16・17日に県学力診断のためのテストを実施予定です。

このテストは、小学4年生から中学2年生・義務教育学校8年生が対象となります。

資料に記載はありませんが、1月から本格的な入試シーズンに突入します。

まず、県立中学校の選抜検査が11日に予定されている他、1月は県内私立高校の入試が予定されております。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

(質疑等無し)

無いようですので、次に移ります。

.....

### ■ 教育課題について

※非公開※

.....

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

■ 「スポーツ推進事業」(新春歩け歩け大会)(第19回 小美玉市民駅伝競走大会)について

○ 比気スポーツ推進課長

資料をご覧ください。

「新春歩け歩け大会」については、新年1月13日に実施を予定しております。

本事業は、午前9時に小川運動公園を出発し、霞ヶ浦湖岸沿いの行方市B&G海洋センター艇庫、大井戸湖岸公園を經由し、ゴールである、生涯学習センターコスモスを目指す、行程約12キロメートルのコースを楽しく歩きながら、体力づくりや地域住民の親睦を図ることを目的に実施するものです。

参加者には、休憩時に小美玉ヨーグルトの配付、ゴール地点では、温かい豚汁を振舞う予定でございます。

なお、悪天候の場合は、代替日を設けず、中止とします。

続きまして、「第19回 小美玉市民駅伝競走大会」でございますが、2月2日に四季の里前通りをコースとして実施を予定しております。

本事業は、午前9時30分に、小学生男子・女子、中学生女子及び一般女子の第一部が6区間 総距離8.26キロメートルのレースがスタートします。

続いて、午前10時40分に、中学生男子、一般男子及び行政区の第二部が6区間 総距離12.39キロメートルのレースがスタートします。

なお、当日は小雨決行としておりますが、悪天候時など事業の安全が担保できない場合には、本事業も中止とします。

以上簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆様から、確認等がありましたらお願いいたします。

(質疑等無し)

無いようですので、次に移ります。

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。

無いようですので、事務局より説明願います。

<委員から(概要)>

市民文化祭の今後について

先月の定例会後に、同事業の反省会が開催されたと聞いているが、どのような意見が出たのかこの場で共有したい。

➡ 3会場の実行委員が一堂に会し、「舞台」「展示」「イベント」の部門に分かれて反省会を開催し

た。

事務局としては、3つの会場でそれぞれ実施するのではなく、輪番開催も視野に入れているが、地元で開催することに意義があるといった考えの実行委員もあり、生涯学習課だけではなく、文化芸術課も巻き込んで、今後検討する必要があると考えている。

なお、玉里会場に来場者が少ないという点については、実行委員も課題として捉えているようだった。(大山生涯学習課長)

(意見)

- ・玉里会場の来場者が少ない
- ・舞台を使う団体としては、玉里は使いづらい など

舞台部門では、課題は見受けられなかった。

一方で、「展示」「イベント」部門では、人が少ないなどの課題が見受けられた。

このような意見から、3館同時開催では、参加者・来場者の取り合いになってしまうのではないかといった意見も出た。

これらの意見を踏まえ、来年度の開催にあたっては、開催時期を1週間遅らせるなど、実行委員会で協議していきたいと考えている。

(片岡文化芸術課長)

#### <事務局から(概要)>

1月定例会について

**令和7年1月27日(月)13時30分から**

小川総合支所 3階 大会議室

2月定例会について

**令和7年2月26日(水)13時30分から**

小川総合支所 3階 大会議室

山口委員からご提案いただいた、教育委員会所管施設での定例会開催については、設備都合により開催が困難なため、定例会後に「施設視察」の時間を設けたいと考えています。

## 8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、12月定例会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。

良いお年をお迎えください。